

障害者支援課

施 設 名	広島県立福山若草園		
所 在 地	福山市水呑町三新田1丁目538番地		
設 置 目 的	肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図る。		
施 設 ・ 設 備	福山若草育成園(児童発達支援センター)、福山若草療育園(医療型障害児入所施設、障害福祉サービス(療養介護))		
指 定 管 理 者	3 期目	H28. 4. 1～R8. 3. 31	(社福) 広島県福祉事業団
	2 期目	H23. 4. 1～H28. 3. 31	(社福) 広島県福祉事業団
	1 期目	H18. 4. 1～H23. 3. 31	(社福) 広島県福祉事業団

施設利用状況		年度	目標値 [事業計画]	利用者数	対前年度増減	対目標値増減 (達成率)
利用 状況	3 期	R6	入所 54 人 通所 20 人	入所 53 人 通所 16 人	入所△1 人 通所△1 人	入所△1 人 (98.1%) 通所△4 人 (80.0%)
		R5	入所 55 人 通所 20 人	入所 54 人 通所 17 人	入所 0 人 通所△3 人	入所△1 人 (98.2%) 通所△3 人 (85.0%)
		R4	入所 55 人 通所 22 人	入所 54 人 通所 20 人	入所△1 人 通所△2 人	入所△1 人 (98.2%) 通所△2 人 (90.9%)
		R3	入所 55 人 通所 25 人	入所 55 人 通所 22 人	入所 1 人 通所△2 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△3 人 (88.0%)
		R2	入所 54 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 24 人	入所 0 人 通所 0 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△1 人 (96.0%)
		R1	入所 54 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 24 人	入所 1 人 通所△1 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△1 人 (96.0%)
		H30	入所 54 人 通所 25 人	入所 53 人 通所 25 人	入所△1 人 通所 3 人	入所△1 人 (98.1%) 通所 0 人 (100.0%)
		H29	入所 54 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 22 人	入所 0 人 通所 1 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△3 人 (88.0%)
		H28	入所 54 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 21 人	入所 8 人 通所△4 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△4 人 (84.0%)
	2 期平均 H23～H27		入所 44 人 通所 25 人	入所 46 人 通所 25 人	7 人	2 人 (102.9%)
	1 期平均 H18～H22		入所 44 人 通所 20 人	入所 44 人 通所 20 人	5 人	0 人 (100.0%)
	H17 (導入前)		—	入所 44 人 通所 15 人	—	—
増減 理由	○入所の施設利用者数は、転院までに時間を要した者等がいたため、退所後の新規入所が早急に行えず、例年より減じた。 ○通所は、昨年度より契約者数は減じているが延人数は増えている。					

3 利用者ニーズの把握と対応

調査 実施 内容	【実施方法】	【対象・人数】
	通所利用者及び家族に対する面談を実施	通所利用者保護者 16 人
	施設内に御意見箱を設置	入所利用者の家族等
	【主な意見】	【その対応状況】
	他施設、保育園との連携	他施設や保育園等の利用にあたり、連携先施設の職員に当園での生活の見学機会を設けた。
	卒園後の生活像について	通園利用者に対して、卒業後に当園の生活介護を選択してもらえよう、放課後等デイサービスの利用を促進した。

4 県の業務点検等の状況

項 目		実績	備 考
報告書	年度	○	事業報告書、決算報告書等
	月報	○	利用実績等
	日報（必要随時）	—	
管理運営会議（3回）		【特記事項等】 ・ 会議及び現地調査を実施 【指定管理者の意見】 ・ 事業計画書に基づき、適切に業務を実施 【県の対応】 ・ 適切に管理運営が実施されていることを確認 ・ 必要な整備を着実にを行う	
現地調査（3回）			

5 県委託料の状況

（単位：千円）

	年度		金額	対前年度増減		年度		金額	対前年度増減
県委託料 (決算額)	3 期	R6	7,359	3,869	料金 収入 (決算額)	3 期	R6	834,860	21,837
		R5	3,490	3			R5	813,023	△3,929
		R4	3,487	△1,355			R4	816,952	659
		R3	4,842	2,041			R3	816,293	17,431
		R2	2,801	△3,223			R2	798,862	21,192
		R1	6,024	238			R1	777,670	14,563
		H30	5,786	1,260			H30	763,107	842
		H29	4,526	△1,486			H29	762,265	14,170
		H28	6,012	△16,156			H28	748,095	180,588
	2 期平均 H23～H27		22,168	△21,078		2 期平均 H23～H27		567,507	106,987
	1 期平均 H18～H22		43,246	△602,629		1 期平均 H18～H22		460,520	131,140
	H17（導入前）		645,875	—		H17（導入前）		329,380	—

6 管理経費の状況

(単位：千円)

項 目			R6 決算額	R5 決算額	前年度差	主な増減理由等
委託事業	収入	県委託料	7,359	3,490	3,869	県有財産購入の増
		料金収入	834,860	813,023	21,837	利用料金制（※1） 報酬改定や利用者数増等による収入増
		その他収入	12,929	18,790	△5,861	施設整備等補助金収入の減
		計(A)	855,148	835,303	19,845	
	支出	人 件 費	620,948	607,730	13,218	職員数増による人件費の増
		光熱水費	30,279	28,158	2,121	補助金縮小による単価の増
		設備等保守点検費	28,320	28,835	△515	建物設備保守料の減
		清掃・警備費等	29,564	26,617	2,947	HP リニューアル等委託料の増
		施設維持修繕費	5,685	3,806	1,879	空調等設備修繕費の増
		事務局費	151,101	145,896	5,205	県備品購入の増
		その他	0	0	0	
	計(B)	865,897	841,042	24,855		
収支①(A-B)		△10,749	△5,739	△5,010		
自主事業 (※2)	収 入(C)	115,719	94,390	21,329	利用者数増や報酬改定による障害福祉サービス等事業収入の増	
	支 出(D)	122,819	100,595	22,224	職員数増による人件費の増	
	収支②(C-D)	△7,100	△6,205	△895		
合計収支(①+②)			△17,849	△11,944	△5,905	

※1 利用料金制：公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度。
指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られる。

※2 自主事業：指定管理者が自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業。

7 管理運営状況

項目		指定管理者 (事業計画、主な取組、新たな取組など)	県の評価
施設の効用発揮	○施設の設置目的に沿った業務実績	在宅障害児（者）への支援体制の強化を図るとともに、県東部地域の療育拠点施設として、総合リハビリテーションセンターと連携し、外来診療を実施した。	発達障害児（者）への支援に他の県立施設と連携しながら積極的に取り組み、県東部地域の療育の拠点機関としての機能を果たしている。
	○業務の実施による、県民サービスの向上	患者ニーズに応えるため、発達障害を対象とした土曜外来を月 1 回実施するとともに、同日に理学療法訓練も実施した。	利用者ニーズに柔軟に対応し、障害特性に応じたサービスの提供に積極的に取り組んでいる。
	○業務の実施による、施設の利用促進	通所部門のニーズ調査を行った結果、利用者個々での通園に変更し、園内に案内掲示するなど、利用促進を図った。	ニーズ調査を行うなど、施設の利用促進に積極的に取り組んでいる。
	○施設の維持管理	維持管理に必要な業務について、業者委託により実施した。	施設・設備の定期的な点検を行うなど、適正に運営管理されている。
管理の人的物的基礎	○組織体制の見直し	月 1 回の土曜日開所及び月 1 回の集団療育の実施等により、放課後等デイサービス事業の充実を図った。	医療スタッフの増員配置により、事業の充実を図っている。
	○効率的な業務運営	患者情報共有化による業務の効率化とサービス向上を図るため、資格確認システムによる連携を行った。	環境整備等を通じ、施設の効率的な運営とサービス向上に努めている。
	○収支の適正	土曜外来を継続実施し、料金収入の維持に努めた。	料金収入の維持に努め、安定した収支の確保に努めている。
総 括		診療機能の拡充や医療スタッフの充実により、利用者のサービス向上に努めた。	利用者ニーズに応え、機能拡充及びサービス向上に努めており、適切な施設運営がなされている。

8 今後の方向性（課題と対応）

項目	指定管理者	県
短期的な対応 (令和7年度)	医療・福祉人材の確保に努め、一層の利用の拡大に努める。 入所者を常時把握し、入所待機者への意思疎通を図るとともに、退所時には速やかに新規入所者を受入れるための体制を整える。 多機能型事業所の利用定員増の検討や放課後等デイサービスの利用促進策の検討を行う。	利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実に向け、人材確保の取組の工夫や魅力ある職場づくりの推進等に取り組む必要がある。
中期的な対応	県東部における療育機関として、医療・療育体制の向上に努める。 超重症児等の受入整備のための人材育成、各種事業に係るスタッフの確保と育成を行う。	他の療育機関との連携・協力により、東部地域における発達障害児（者）への療育支援体制を強化する。 障害の多様化・重度化を踏まえた県立施設として果たすべき専門的・先駆的機能の更なる発揮に努める。